



回覧印座



建災防だより 12月号

令和5年12月1日

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL : 087-821-5243 FAX : 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>



検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)

建災防香川支部
ホームページ

※ いよいよ今年も残りわずかになりました。建設業では死亡災害が0件で推移していましたが、残念ながら11月に土砂崩壊で、1件死亡事故が発生しました。痛ましい事故・災害を起こさないよう、**今一度の点検と教育**をお願いいたします。

主 な 内 容

- ◎ 令和5年度**年末年始**労働災害防止強調期間実施要領について
- ◎ 現場所長講習を開催しました。(現場見学あり)
- ◎ フリーランスの取引に関する**新しい法律**ができました。
- ◎ **研究発表論文**の応募推奨について
- ◎ 専門工事業者への支援事業のご案内 (**教育・パトロールが無料**)
- ◎ 建設業における労働災害の発生状況について (**10月末現在**)
- ◎ 建災防**香川支部入会**のご案内 (10の**特典**あり)
- ◎ **災害事例** (墜落・転落)

◎. 令和5年度年末年始労働災害防止強調期間実施要領について

- ・会員の皆様には12月の安全資料にてリーフレットを送付いたします。レチェックを入れて実施する項目を確認してください。よろしくお願いいたします。

昭和43年8月16日第三種郵便物承認・令和5年11月1日発行・「建設の安全」号外

令和5年度

建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

スローガン 無事故の歳末 明るい正月

- 本期間：令和5年12月1日～令和6年1月15日
- 主 唱：建設業労働災害防止協会 ■ 後 援：厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和5年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。
当協会では、年末年始の労働災害の防止を目的に、本年度も12月1日から1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱意と日々の自主的な労働災害防止活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあります。10月の速報値では、建設業における死亡者数は152人で前年より40人減、休業4日以上死傷者数は9,543人で前年より17人増となっております。また、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害の死亡者数は56人と前年より19人減となっているものの、依然として死亡災害の約37%を占めています。

建設業では、全国各地で発生している台風や豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事や、国土強靱化を実現するためのインフラ整備等の工事を進めています。これから迎える年末年始は、2024年4月から実施される時間外労働の上限規制への対応を含めた働き方改革の推進、慢性的な技能労働者不足などの影響もあり、労働災害の発生リスクの高まりが懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、自社の労働災害防止活動の取り組みの再確認をお願いするとともに、その一環として、本年策定した第9次建設業労働災害防止計画の重点事項を踏まえ、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施とその結果に基づくリスク低減措置の実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）の積極的な導入・運用を図るとともに、建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」の実施及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した労働災害防止対策の推進などについても併せて取り組みを進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者が一丸となって本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和5年11月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則

No.1 なえなの
コードNo.760301



◎. 現場所長講習を開催しました

現場経験が3年以上かつ現場所長経験のある方を対象に行いました（無料）現場所長として、災害防止を図るために何をすべきか、再確認するための講習として毎年実施しています。目玉の現場見学は、ご厚意により、サンポート地区の新香川県立体育館新築工事と徳島文理大学・高松駅キャンパス新築工事を見学させていただき大変好評でした。両現場ともお忙しい中、丁寧に対応していただき有難うございました。

日時：2023年11月2日 8：30～17：05 場所：香川県建設会館



建設会館にて講義中



建設会館にて講義中



現場見学



現場見学



現場見学



現場見学

◎. フリーランスの取引に関する新しい法律ができました。

- ・発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が変わります。

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者からの委託ではない)

自作の写真集をネットで販売
(売買であって委託ではない)



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「過労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

◎. 研究発表論文の応募推奨について

創立 60 周年記念全国建設業労働災害防止大会に向けての 研究発表論文の応募勧奨について

当協会の業務運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来年度の標記研究発表論文について、多くの皆様からご応募を賜りたいと考えております。

つきましては、別添応募要領をご送付いたしますので、会員企業等への応募の勧奨についてご協力を
お願い申し上げます。例年、中小総合建設業者、専門工事業者、木造家屋等低層住宅建築工事業者から
のご応募が少なく、特段のご配慮をお願いいたします。

誠に恐縮に存じますが、下記期限までに下記に記載の応募フォームよりご応募いただくようご案内を
お願いいたします。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、何卒よろしくごお願い申し上げます。

記

応募締切日：令和6年1月15日（月）

応募フォーム：<https://eidai-web.net/kensaibou-form/>（準備中）
※11月中旬頃より受付開始予定（建災防本部 HP に掲載）

～ 創立 60 周年記念全国建設業労働災害防止大会 ～

開催日：令和6年10月3日・4日
開催場所：東京ビックサイト（初日）
東京国際フォーラム（2日目）

創立 60 周年記念全国建設業労働災害防止大会研究論文 応募要領

当協会では、来年度『創立60周年記念全国建設業労働災害防止大会』（以下「大会」という）を東京都で開催する
にあたり、研究論文（以下「論文」という）を募集します。

安全・衛生管理士の審査により採用となった論文については、「創立60周年記念全国建設業労働災害防止大会
研究論文集（CD-ROM）」に収録し、大会当日、参加者へ提供します。

また、採用論文の中からさらに各専門部会委員会の審査で選ばれたものについては、大会2日目の各専門部会
会場にて、ご自身による口頭での壇上発表の機会を設けています。なお、壇上発表論文につきましては、現地での口頭
での発表のほかオンラインでの発表の機会も設けており、オンライン開催期間中に特設サイトにて配信いたします。

1. 目的

会員企業が、日頃から努力と工夫を重ね、成果を上げてきた店社や作業所等における安全衛生管理活動等を
紹介し、その情報やノウハウ等を他の企業へ提供することによって共有化を図り、全国的な安全衛生水準の向上に
つなげる。

2. 応募要領

(1) 応募資格

原則として会員企業とする。

ただし、建設業の安全衛生管理活動は、元請業者と専門工事業者が協力して実施していることから、会員企業
の安全衛生協会等も対象とする。

(2) 論文の主なテーマ

次の①～⑪の応募区分により、日常の安全衛生管理活動等の創意・工夫により、実際に成果を上げたものとする。
ただし、未発表のものに限る。

- ① ICTを活用した危険有害業務の低減に関する活動
- ② リスクアセスメントの実施に関する活動
- ③ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する活動
- ④ 安全衛生教育等の創意・工夫により成果を上げた日常の安全衛生管理活動
 - (ア) 安全衛生管理体制の確立と運用等
 - (イ) 作業方法・作業手順等の改善
 - (ウ) 安全施工サイクル、KY活動、ヒヤリハット活動、不安全行動防止活動等
 - (エ) 安全パトロール、安全衛生点検等の活動
 - (オ) 安全衛生教育（職長教育、能力向上教育、新規入場者・送り出し教育、特別教育、建設工事従事者教育、
ヒューマンエラー教育、外国人労働者教育等）の実施
 - (カ) 「安全の見える化」等による労働災害防止活動
- ⑤ 工法、機械、設備等の工夫・改善による安全性の向上
工法、設備、機械・機材等の考案・開発等（システムを使った安全管理等）
- ⑥ 健康保持増進、メンタルヘルス・職場環境改善対策
「解体作業における石綿対策」、「ヒューマンエラー対策」、「熱中症対策」、「快適職場づくり」等の創意・工夫
- ⑦ 外国人労働者に対する安全衛生管理活動
- ⑧ 専門工事業者の安全衛生管理活動
- ⑨ 低層住宅建築工事における安全衛生管理活動
- ⑩ 自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止活動
- ⑪ 安全衛生協議会等による安全衛生管理活動

- ◎. 専門工事業者等の、安全衛生活動の支援サポートを**無料**で実施しています。 **下記ご参照ください。**

専門工事業者等の 安全衛生活動 支援事業のご案内



建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)では、厚生労働省の補助を受け、専門工事業者及び中小建設業者の方々に、安全衛生管理水準の向上を図っていただき、毎日の作業を安全に施工することを目的とした「専門工事業者等の安全衛生活動支援事業」を実施しています。

皆様の自主的な安全衛生活動を支援するため集団指導・現場パトロール等を実施します。

本事業への依頼及び参加、
小冊子等配布は

全て無料です。



建災防ホームページにも
掲載しております

詳しい内容につきましては、
裏面の最寄りの支部へ
お問い合わせください

 建設業労働災害防止協会



◎. 建設業における労働災害の発生状況について

<令和5年10月末の全国の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・545人（前年同期比 ▲39人）
- ・建設業の死亡者数・・・161人（前年同期比 ▲55人）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・99,353人（前年同期比 +2,523人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・10,810人（前年同期比 +30人）

<令和5年10月末の香川県の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・3人（前年同期比 ▲2人、）
- ・建設業の死亡者数・・・0人（前年同期比 ▲2人、）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・1,224人（前年同期比 ▲90人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・99人（前年同期比 ▲8人）

※香川県は10月末まで死亡災害が0件でしたが、11月に土砂崩壊で1件発生しました。
一人一人が基本に立ち返り、類似災害に注意してください。

◎. 建災防香川支部入会のご案内（10の特典あり）

建設業労働災害防止協会 香川支部 入会のご案内

「建災防」は、建設業における労働災害の防止を図ることを目的として、「労働災害防止団体法」に基づき設立された団体です。

建災防では、安全施行技術や安全衛生に関する知識・ノウハウ等を修得するための各種の安全衛生教育や技能講習、特別教育等を実施しており、会員には、これらの教育がいつでも受講できるように適宜情報を提供しています。

香川支部会員 10の特典

1. 会員研修会（無料）
2. 優良現場見学会（無料）
3. 技能講習テキスト代会員価格
4. 特別教育テキスト代会員価格
5. 広報誌「建設の安全」配布(無料)
6. 連絡紙「建災防だより」送付(無料)
7. 労働局通達等の周知(無料)
8. 表彰
9. 会員証明書の発行(有料)
(入札参加資格審査等での加点)
- 10.安全衛生問題の相談・指導(有料)

労働安全衛生力向上のため、ぜひ当協会にご入会いただきますようにご案内申し上げます。

年会費：香川県経営審査評価点により
15,000円～30,000円（年間）

<申込先>
建設業労働災害防止協会香川支部
〒760-0026
香川県高松市磨屋町 6-4
TEL：087-821-5243
FAX：087-821-5229





◎. 災害事例（墜落・転落）

- ・香川県の休業4日以上の災害は4割が墜落・転落です。特に脚立は便利で手軽ですので、取扱いに十分な注意が必要です。

事例－17									
事故の型	墜落・転落		電工が天井内配線中に脚立から転落						
<p>3本のケーブルを引き込んでいたロープが外れ、バランスを崩し脚立から転落</p> <p>安全帯は使用していたが、つりボルトごと抜け落ちた</p>									
作業種別	電気工事		発生月等	7月 時刻 9時30分		天候 晴			
現場工種等	遊技場、S造・RC造			起因物	脚立		墜落高さ	1.8m	
請負回数	3次	職種	電工		経験年数	45年		入場日数	4日
災害発生状況	<p>リニューアル工事の2階ロビーにおいて、作業員4名とともに天井内の配線作業を行っていた。被災者は幹線ケーブル（3本が一塊となった配線）70mを配線に結んだロープで引き込んでいる最中に、ロープが外れた反動で6尺脚立の中段から転落し頭部を強打した。使用した安全帯は、つりボルトのアンカー（既存の後打ちアンカー）ごと抜けていた。</p>								
原因	<p>①作業監視者が脚立作業を行った。被災者は71歳と高齢であった。 ②安全帯は使用していたが、フックを掛けていた既設のつりボルトのアンカーが転落の衝撃で抜けた。 ③配線に結んだ引き込みロープは、改造された物で所定の強度はなく100kg以下の荷重で抜ける物であった。 ④使用していた脚立は無許可で被災者の所持品であった。</p>								
対策	<p>①決められた役割以外の作業は行わない。役割を変更する場合は作業計画や作業手順書を見直し、変更後の内容を作業員全員に周知徹底させる。 ②安全フックを掛ける設備は、複数のつりボルトで固定されている箇所とする。 ③ロープは規格外の改造品の使用を禁止し、使用前に目視により点検する。 ④脚立の使用を禁止し、可搬式作業台やローリングタワーを設置して使用する。</p>								